

# 令和4年三重県議会定例会

## 教育警察常任委員会

### I 議案補充説明

- 1 議案第93号「三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する  
条例の一部を改正する条例案」…………… 1
- 2 議案第99号「工事請負契約について」…………… 2

### II 所管事項説明

- 1 「令和4年版県政レポート（案）」について…………… 別冊1
- 2 『『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』  
概要案に対する意見』への回答について（関係分）…………… 5
- 3 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」  
最終案について（関係分）…………… 別冊2
- 4 「三重県教育ビジョン」の進捗状況について…………… 7
- 5 令和5年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について…………… 19
- 6 いじめ重大事態への対応について…………… 24
- 7 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営について…………… 32
- 8 三重県総合教育会議の開催状況について…………… 34
- 9 審議会等の審議状況について…………… 36

別冊1 令和4年版県政レポート（案）

別冊2 みえ元気プラン（最終案）【教育委員会関係】

令和4年6月21日

教育委員会

# I 議案補充説明

## 議案第93号

### 「三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案」

#### 1 改正理由

教育職員免許法の一部改正による教員免許更新制の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

#### 2 改正内容

特別免許状授与審査会の設置根拠等を定める教育職員免許法の項番号の繰り上げに伴い、所要の改正を行います。

#### 3 施行期日

令和4年7月1日から施行します。

(教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行日)

#### (参考) 教員免許更新制の廃止について

教員免許更新制は、免許状の有効期間を10年とし、更新講習の受講により有効期間を更新する制度です。

令和4年7月1日から、教育職員免許法の改正に伴い免許更新制が廃止されます。

# I 議案補充説明

## 議案第99号

### 「工事請負契約について」

#### 1 経緯

水産高校の実習船「しろちどり」は、平成12年3月の建造以来、海技士養成のための乗船実習や漁業実習を行う船として運航し、22年が経過しています。

今回の工事請負契約は、生徒の安全を確保するとともに、最先端の航海技術を学んだり漁業実習を実施できるよう、新しい実習船の建造を行うものです。

水産高校の実習船は、3級海技士養成のための30日以上連続した航海をはじめ、環境調査や体験航海を含めて年間150日程度の航海が必要となることから、これらが可能となる設備を備えます。

#### 2 三重県立水産高等学校実習船建造工事

##### (1) 請負者

株式会社みらい造船

##### (2) 契約金額

2,717,000,000円（消費税等含む）

令和4年度 815,100,000円（消費税等含む）

令和5年度 1,901,900,000円（消費税等含む）

##### (3) 工期

議決日から令和6年3月14日

##### (4) 履行場所

宮城県気仙沼市朝日町7番地5

株式会社みらい造船本社工場内ドック

##### (5) 主要項目等

① 全長：約62m

② 総トン数：570トン

③ 定員：69名

④ 主な設備

- ・ 喫水線（海面）より上に、生徒の居住区を配置
- ・ 船尾に加え、左舷にも、カツオー一本釣りに対応した釣台を設置
- ・ 操舵室以外の船内のあらゆる場所にて、携帯端末（タブレット）を用いて魚群を探知できるシステムを導入
- ・ 国際航海実習で船舶の安全な運航を支援する、最新の電子海図表示システムを導入

議案番号 第99号 工事請負契約について				
工事名	三重県立水産高等学校実習船建造工事			
契約金額	2,717,000,000 円(消費税等含む)			
請負者 住所氏名	宮城県気仙沼市朝日町7番地5 株式会社みらい造船 代表取締役 木戸浦 健敏			
契約工期	議決日から令和6年3月14日			
<u>工事内容</u> 全長 約62.00m 総トン数 約570トン 乗船人数 最大69名				
契約方法	一般競争入札			
入札状況	年月日	令和4年5月10日	価格	最低 2,403,500,000 円(消費税等含む) 2,185,000,000 円(消費税等抜き)
	業者数	3		最高 3,080,000,000 円(消費税等含む) 2,800,000,000 円(消費税等抜き)
	回数	1	予定価格	2,799,861,900 円(消費税等含む) 2,545,329,000 円(消費税等抜き)

## 入札結果調書

入札年月日

令和4年5月10日

工 事 名

三重県立水産高等学校実習船建造工事

入札者		第1回	備 考
		入札額	
1	前畑造船株式会社	2,185,000,000	落札資格なし
2	株式会社みらい造船	2,470,000,000	落札決定
3	株式会社三保造船所	2,800,000,000	
4			
5			
上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。			

2 「『強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)』及び『みえ元気プラン(仮称)』概要案に対する意見」への回答について(関係分)

教育警察常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答案
14-3 (13-3)	特別支援教育の推進	教育委員会	<p>平成25年に改正された学校教育法施行令により、障がいのある子と障がいのない子が可能な限り同じ場でともに学ぶとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な場を提供されることなどをふまえた制度改正がなされたが、改めて改正の趣旨等が教育関係者や保護者等に広く理解される取組を進められたい。</p> <p>また、障がいの有無にかかわらず、地域の学校で学ぶ権利を保障するための方策について追記されたい。</p>	<p>特別な支援を必要とする子どもの就学にあたっては、市町が設置する医療・福祉・教育等の有識者で構成する就学支援委員会において、本人や保護者の意向を尊重し、一人ひとりにとって適切な就学先を決定しています。県においては、学校教育法の趣旨をふまえた就学支援が行われるよう、引き続き、市町教育委員会と連携を図っていきます。</p> <p>最終案では、「障がいのある子どもの就学先となる学校や学びの場を適切に選択することができるよう、市町教育委員会と連携した就学支援を行う」旨を追記しました。</p>
			<p>増加が続く発達障がいのある児童生徒や不登校児童生徒について、児童精神科医が不足しており、適切な医療が受けられないことが増加の要因となっていることから、学校と児童精神科医がつながりを持ち、必要な支援が得られる旨の記述を追加されたい。</p>	<p>県立子ども心身発達医療センターに併設されているかがやき特別支援学校あすなろ分校においては、児童精神科医や看護師、心理士等の医療関係者と日ごろから密に連携するとともに、発達障がいに関する高い専門性を有するコーディネーターを配置して、特別支援学校のセンター的機能として小中学校等への支援を行っています。また、子ども心身発達医療センターでは、子どもや保護者等からの発達障がいに関する相談にも対応しています。</p> <p>最終案では、「特別支援学校のコーディネーターが、特別支援学校のセンター的機能として、地域の小中学校等への支援を行う」旨を追記しました。</p>

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答案
12-1 (11-1)	人権が尊重される社会づくり	環境生活部 (教育委員会)	ワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルスへの対応について、子どもたちの間で偏見や差別、いじめが生じないよう、これらをなくすための取組を明記されたい。	最終案では、「新型コロナワクチンの接種に関しても一人ひとりの事情や思いを尊重する態度を育む」旨を追記しました。
14-6 (13-5)	学びを支える教育環境の整備 (教育環境の整備)	教育委員会	今後の新型コロナウイルスの感染状況が見通せない中、整備された1人1台端末を活用して、子どもたちの学びの継続に努めるとともに、学校と家庭での切れ目のない学習など、1人1台端末環境が効果的に活用されるよう取組を進められたい。	県においては市町と連携しながら、感染症等緊急時における児童生徒の学びの保障や日々の学習活動における1人1台端末をはじめとしたICT機器の効果的な利活用を進めているところです。「みえ元気プラン」でも「施策14-6 学びを支える教育環境の整備」において、ICTを活用した教育の推進について記述しているとともに、「施策14-5 誰もが安心して学べる教育の推進」においては、災害や感染症拡大等の非常時にあっても円滑に教育活動を実施していくためのICTの活用をはじめとした取組について記述しました。
			少子化に伴う学校の小規模化について、これまで小規模校で取り組んできた特色のある学びや成果に関する記述を追加されたい。	最終案では、これまで地域の学校において取り組まれてきた学びやその成果として、「地元の方々の協力を得ながら、地域の課題に取り組む協働的な学習が進んだ」旨を追記しました。

※( )内は、概要案策定時の施策番号または施策名

## 4 「三重県教育ビジョン」の進捗状況について

### 1 概要

「三重県教育ビジョン」は、本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけており、令和2年度から令和5年度までの4年間の、学校教育を中心とした施策などに関する基本的な方針と、具体的な取組内容を示すものです。

教育ビジョンは、5つの基本施策と27の施策で構成されており、基本政策と施策のそれぞれに数値目標を設け、令和5年度の目標値達成に向けて毎年度の目標達成状況を確認することで、計画の進捗状況を管理していきます。

令和3年度目標の達成状況について、進捗度A（進んだ）またはB（ある程度進んだ）となった指標は、基本施策で100%、各施策における指標で80.0%でした。

#### 【目標達成状況】

令和3年度目標に対する実績値の割合

A（進んだ）：100%

B（ある程度進んだ）：85%以上 100%未満

C（あまり進まなかった）：70%以上 85%未満

D（進まなかった）：70%未満

### 2 基本施策の進捗状況（詳細は別紙）

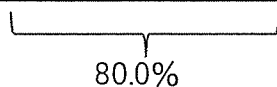
基本施策	目標達成状況			
	A 進んだ	B ある程度 進んだ	C あまり 進まなかった	D 進まなかった
(1)子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	0	2	0	0
(2)個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	0	1	0	0
(3)特別支援教育の推進	1	0	0	0
(4)安全で安心な学びの場づくり	2	1	0	0
(5)地域との協働と信頼される学校づくり	1	0	0	0
合計	4 (50.0%)	4 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

100%



### 3 施策の進捗状況（詳細は別紙）

各施策	目標達成状況				
	A 進んだ	B ある程度 進んだ	C あまり 進まなかった	D 進まなかった	未確定
(1)子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	4	9	0	1	0
(2)個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	6	3	0	0	0
(3)特別支援教育の推進	0	4	0	1	0
(4)安全で安心な学びの場づくり	3	1	1	0	5
(5)地域との協働と信頼される学校づくり	8	2	0	2	0
合計	21 (42.0%)	19 (38.0%)	1 (2.0%)	4 (8.0%)	5 (10.0%)


  
80.0%

（目標達成状況がCまたはDとなった施策）

令和2年度における新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組の実施状況をふまえ、令和3年度はオンラインを活用した取組の実施や少人数による会議の開催、感染症が拡大している状況下においても実施可能な方法を紹介するなどして取組を進めましたが、目標値の達成には至りませんでした。

### 4 今後の方針

令和3年度の進捗状況をふまえ、新型コロナウイルス感染症への対策や工夫を適切に講じながら、教育ビジョン各施策の目標達成に向け取り組んでいきます。

三重県教育ビジョン 数値目標実績一覧(令和3年度)

別紙

【基本施策1】子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

【基本施策の数値目標】

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
—	県	自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 79.1% 中学生 79.1% (参考値)	小学生 83.1% 中学生 77.7%	小学生 76.0% 中学生 77.5%	小学生 0.91(B) 中学生 0.99(B)	小学生 84.6% 中学生 79.1%	小学生 86.1% 中学生 80.5%	

※ 指標欄の左に「県」と表記している指標については、みえ県民力ビジョン第三次行動計画でも使用している指標です。

※ 令和2年度実績欄に「(参考値)」とある指標は「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査の結果から実績値を把握していますが、令和2年度の「全国学力・学習状況調査」が新型コロナウイルス感染症の影響により中止されたことから、県独自で実施した同内容のアンケート調査から把握しています。

【各施策の数値目標】

6

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
(1)学力の育成	県	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	小学生 100.2 中学生 98.3	— —	小学生 102 中学生 100	小学生 96.9 中学生 98.7	小学生 0.95(B) 中学生 0.99(B)	小学生 103 中学生 101	小学生 104 中学生 102	
		勉強をすることが好きな子どもたちの割合	小学生 65.9% 中学生 60.5%	小学生 65.1% 中学生 62.8% (参考値)	小学生 68.0% 中学生 63.0%	小学生 63.0% 中学生 60.1%	小学生 0.93(B) 中学生 0.95(B)	小学生 69.0% 中学生 64.0%	小学生 70.0% 中学生 65.0%	
(2)外国人児童生徒教育の推進	県	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	86.8%	92.9%	100%	99.2%	0.99(B)	100%	100%	

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
(3) 幼児教育の推進		就学前教育に独自の計画・方針を策定して取り組む市町の数	15市町	18市町	22市町	27市町	1.00(A)	29市町	29市町	
(4) 人権教育の推進	県	人権学習によって人権を守るための行動をしたと感じるようになった子どもたちの割合	88.5%	88.3%	93.5%	86.9%	0.93(B)	96.0%	98.5%	
(5) 道徳教育の推進	県	道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	小学校 96.6% 中学校 94.0%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 1.00(A) 中学校 1.00(A)	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	
(6) 読書活動・文化芸術活動の推進	県	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 62.1% 中学生 46.3% (参考値)	小学生 64.7% 中学生 47.9%	小学生 58.6% 中学生 46.1%	小学生 0.91(B) 中学生 0.96(B)	小学生 65.2% 中学生 49.1%	小学生 65.7% 中学生 50.4%	
(7) 体力の向上と学校スポーツの推進	県	体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	75.1%	-	77.5%	72.5%	0.94(B)	78.7%	80.0%	
		授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う子どもたちの割合	69.8%	-	70.6%	84.7%	1.00(A)	71.0%	71.5%	
(8) 健康教育・食育の推進		むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校(小学部)の割合	74.5%	63.3%	86.0%	56.4%	0.65(D)	93.0%	100.0%	新型コロナウイルス感染症の中でも感染対策を工夫しながら昼食後の歯みがきが実施できるよう、健康教育担当者連絡協議会において取組方法等を紹介しましたが、飛沫感染防止の観点から実施校が減少し目標値の達成には至りませんでした。

※ 指標欄の左に「県」と表記している指標については、みえ県民力ビジョン第三次行動計画でも使用している指標です。

※ 令和2年度実績欄に「(参考値)」とある指標は「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査の結果から実績値を把握していますが、令和2年度の「全国学力・学習状況調査」が新型コロナウイルス感染症の影響により中止されたことから、県独自で実施した同内容のアンケート調査から把握しています。

【基本施策2】個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

【基本施策の数値目標】

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
—	県	自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	62.3%	64.7%	68.3%	67.7%	0.99(B)	71.3%	74.3%	

※ 指標欄の左に「県」と表記している指標については、みえ県民力ビジョン第三次行動計画でも使用している指標です。

【各施策の数値目標】

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
(1)主体的に社会を形成する力の育成	県	社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	23校	33校	37校	40校	1.00(A)	47校	56校	
(2)キャリア教育の充実	県	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生 88.2% 中学生 86.6% 高校生 65.9%	小学生 91.4% 中学生 91.7% 高校生 71.1%	小学生 90.2% 中学生 88.4% 高校生 70.4%	小学生 92.7% 中学生 93.5% 高校生 73.1%	小学生 1.00(A) 中学生 1.00(A) 高校生 1.00(A)	小学生 91.2% 中学生 89.3% 高校生 72.7%	小学生 92.0% 中学生 90.0% 高校生 75.0%	
(3)グローバル教育の推進		日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる高校生の割合	41.7%	41.9%	44.7%	41.8%	0.94(B)	47.7%	50.0%	
		地域の行事に参加している子どもたちの割合	小学生 74.1% 中学生 56.8%	小学生 71.1% 中学生 54.4% (参考値)	小学生 75.1% 中学生 59.8%	小学生 65.7% 中学生 52.5%	小学生 0.87(B) 中学生 0.88(B)	小学生 75.6% 中学生 61.3%	小学生 76.1% 中学生 62.8%	

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由	
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値		目標値
(4)知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成		実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	15校	18校	24校	24校	1.00(A)	30校	36校	
	県	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	71.8%	77.3%	74.0%	78.8%	1.00(A)	75.0%	76.0%	

※ 指標欄の左に「県」と表記している指標については、みえ県民カビジョン第三次行動計画でも使用している指標です。

※ 令和2年度実績欄に「(参考値)」とある指標は「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査の結果から実績値を把握していますが、令和2年度の「全国学力・学習状況調査」が新型コロナウイルス感染症の影響により中止されたことから、県独自で実施した同内容のアンケート調査から把握しています。

【基本施策3】特別支援教育の推進

【基本施策の数値目標】

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
—	県	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100%	100%	100%	100%	1.00(A)	100%	100%	

※ 指標欄の左に「県」と表記している指標については、みえ県民カビジョン第三次行動計画でも使用している指標です。

【各施策の数値目標】

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
(1)一人ひとりの学びを支える教育の推進	県	小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画 小学校 95.1% 中学校 94.8%	支援計画 小学校 97.4% 中学校 98.7%	支援計画 小学校 100% 中学校 100%	支援計画 小学校 98.3% 中学校 96.7%	支援計画 小学校 0.98(B) 中学校 0.97(B)	支援計画 小学校 100% 中学校 100%	支援計画 100%	
			指導計画 小学校 95.7% 中学校 96.7%	指導計画 小学校 98.3% 中学校 98.7%	指導計画 小学校 100% 中学校 100%	指導計画 小学校 99.7% 中学校 97.4%	指導計画 小学校 0.99(B) 中学校 0.97(B)	指導計画 小学校 100% 中学校 100%	指導計画 100%	
(2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	県	特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数	851回	410回	895回	524回	0.59(D)	920回	950回	新型コロナウイルス感染症対策のため、対面による交流および共同学習の実施が困難となる中、前年度から実施しているオンラインによる交流や、子どもたちが授業で作成した作品をやり取りするなどコロナ禍でも実施できる取組をさらに進めましたが、目標値の達成には至りませんでした。

※ 指標欄の左に「県」と表記している指標については、みえ県民カビジョン第三次行動計画でも使用している指標です。

【基本施策4】安全で安心な学びの場づくり

【基本施策の数値目標】

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
—	県	学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 92.0% 中学生 96.5% 高校生 88.9%	小学生 94.7% 中学生 96.7% 高校生 92.8%	小学生 93.8% 中学生 97.7% 高校生 90.7%	小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4%	小学生 1.00(A) 中学生 0.99(B) 高校生 1.00(A)	小学生 94.6% 中学生 98.2% 高校生 91.5%	小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%	

※ 指標欄の左に「県」と表記している指標については、みえ県民カビジョン第三次行動計画でも使用している指標です。

【各施策の数値目標】

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
(1)いじめや暴力のない学校づくり	県	いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数	450団体	484団体	550団体	516団体	0.94(B)	600団体	650団体	
	県	いじめの認知件数に対して解消したものの割合	95.3%	94.9%	100%	集計中	未確定	100%	100.0%	
(2)防災教育・防災対策の推進	県	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	91.7%	74.1%	96.0%	75.0%	0.78(C)	98.0%	100%	新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭や地域と連携した防災の取組を実施する学校が減少していることをふまえ、感染症の影響がある中でも実施可能な防災教育の手法を紹介してきましたが、目標値の達成には至りませんでした。
(3)子どもたちの安全・安心の確保	県	学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数	5人	28人	29人	42人	1.00(A)	29人	29人	

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
(4)不登校児童生徒への支援	県	不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生 72.9% 中学生 65.9% 高校生 48.5%	小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0%	小学生 83.1% 中学生 80.1% 高校生 56.7%	集計中	未確定	小学生 86.1% 中学生 84.1% 高校生 58.7%	小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%	
(5)学びのセーフティネットの構築・学びの継続		生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18市町	26市町	22市町	26市町	1.00(A)	24市町	26市町	
		高等学校(全日制)における中途退学率	0.63%	0.51%	0.57%	集計中	未確定	0.53%	0.48%	
(6)学校施設の充実		学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数	-	9棟	21棟	21棟	1.00(A)	32棟	41棟	

※ 指標欄の左に「県」と表記している指標については、みえ県民カビジョン第三次行動計画でも使用している指標です。



【基本施策5】地域との協働と信頼される学校づくり

【基本施策の数値目標】

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
—	県	コミュニティ・スクール に取り組んでいる小 中学校の割合	36.3%	52.6%	50.0%	74.3%	1.00(A)	50.0%	50.0%	

※ 指標欄の左に「県」と表記している指標については、みえ県民カビジョン第三次行動計画でも使用している指標です。

【各施策の数値目標】

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
(1)地域とともに ある学校づく り		家庭や地域と一体と なった教育活動が行 われている小中学校 の割合	66.7%	77.6%	73.9%	67.0%	0.91(B)	77.5%	81.0%	
(2)学校の特 色化・魅力化	県	地域や産業界等と連 携し、学校の特色化・ 魅力化に取り組んで いる県立高等学校の 数	35校	40校	45校	45校	1.00(A)	50校	56校	

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
(3)教職員の 資質向上とコン プライアンスの 推進	県	授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 主体的 77.5% 対話的 73.4%  中学生 主体的 77.6% 対話的 74.2%  高校生 主体的・対話的 73.5%	小学生 主体的 74.4% 対話的 78.5%  中学生 主体的 73.0% 対話的 78.9%  高校生 主体的・対話的 77.6% (参考値)	小学生 主体的 80.5% 対話的 76.4%  中学生 主体的 80.6% 対話的 77.2%  高校生 主体的・対話的 76.5%	小学生 主体的 78.2% 対話的 78.2%  中学生 主体的 83.9% 対話的 78.9%  高校生 主体的・対話的 80.0%	小学生 主体的 0.97(B) 対話的 1.00(A)  中学生 主体的 1.00(A) 対話的 1.00(A)  高校生 主体的・対話的 1.00(A)	小学生 主体的 81.5% 対話的 77.4%  中学生 主体的 81.6% 対話的 78.2%  高校生 主体的・対話的 77.5%	小学生 主体的 82.5% 対話的 78.4%  中学生 主体的 82.6% 対話的 79.2%  高校生 主体的・対話的 78.5%	
		コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合	-	100%	100%	100%	1.00(A)	100%	100%	
(4)学校における働き方改革の推進		教職員の満足度	62.0点	63.5点	63.0点	63.6点	1.00(A)	63.5点	64.0点	
(5)家庭の教育力の向上	県	県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	4市町	5市町	17市町	10市町	0.59(D)	23市町	29市町	「みえの親スマイルワーク」は保護者同士のグループワークを通じて、子育ての負担感や不安感を軽減し、つながりをつくることを目的とした事業です。これまで同事業を実施していない中勢・南勢の市町に対して、職員が出向いて実施を促しましたが、コロナ禍で感染が収束しないなか、新規の開催市町は伸び悩みました。
(6)社会教育の推進と地域の教育力の向上	県	公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	13市町	18市町	21市町	24市町	1.00(A)	25市町	29市町	

施策名	指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度	令和5年度	目標達成状況がCまたはDの理由
			実績値	実績値	目標値	実績値	目標達成状況 (進展度)	目標値	目標値	
(7)文化財の 保存・活用・継 承	県	新たな文化財保存活 用地域計画のもと、地 域社会が一体となっ て保存・活用・継承に 取り組む国・県指定等 文化財数	0件	26件	80件	26件	0.33(D)	120件	160件	市町が作成する文化財保存活用地域計 画については、現在3市(四日市市、鈴 鹿市、伊賀市)が作成中です。少人数の 会議やオンラインを活用した会議などを 実施し、計画の作成に取り組みました が、新型コロナウイルス感染症の影響 により現場調査を実施できない場合が あったため、計画の完成に遅れが生じ、 目標値の達成には至りませんでした。

※ 指標欄の左に「県」と表記している指標については、みえ県民カビジョン第三次行動計画でも使用している指標です。

※ 令和2年度実績欄に「(参考値)」とある指標は「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査の結果から小中学生に係る実績値を把握していますが、令和2年度の「全国学力・学習状況調査」が新型コロナウイルス感染症の影響により中止されたことから、県独自で実施した同内容のアンケート調査から把握しています。

## 5 令和5年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

### 1 県立高等学校募集定員の策定

県立高等学校募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高等学校進学率、県内外への流入流出の状況、公立高校の役割分担や各地域における設置数・学校規模、中学生の進路状況や高等学校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、公立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公立高等学校協議会」（以下「公立協」という。）での協議を経て策定しています。

公立協では、「高等学校生徒募集定員に係る公立比率等検討部会」が令和4年2月16日にまとめた「令和9年度までの募集定員の公立比率等について」（以下、「提言」という。）をふまえ協議しています。

#### [提言の要点]

令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、中学校卒業生数が約1,000人減少することが見込まれる中、本県の高校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、公立が切磋琢磨して取り組むことが大切である。今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

- 公立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公立で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公立が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要がある。
- 地域ごとに中学校卒業生数の増減の状況、公立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公立比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、公立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。（※尾鷲・熊野地域は公立高校のみ）
- その結果、県全体の公立比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には公立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることを見込まれる。

## 2 令和5年度県立高等学校募集定員総数の策定

### (1) 令和5年3月中学校卒業見込み人数

令和5年3月の県内の中学校卒業生数は、令和4年3月の卒業生数16,244人に比べ200人減少し、16,044人となることが見込まれます。

### (2) 全日制課程

#### ア 県内全日制高校入学見込み人数

県立高等学校全日制課程募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数をもとに策定しています。県内全日制高校入学見込み人数は、中学校卒業見込み人数に、全日制計画進学率（来春の中学校卒業生のうち、県内外の全日制高校へ進学すると見込まれる割合）と流出入率（全日制高校進学者の県外への流出や県外からの流入の状況を示す割合）を乗じて算出しています。

① 令和5年3月中学校卒業見込み人数 16,044人 (▲200)

② 全日制計画進学率 89.9% (▲0.7)

卒業年月	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3
12月希望	92.1%	92.4%	91.4%	90.8%	90.6%	90.0%	90.0%	89.1%
実績進学率	90.4%	90.4%	90.1%	89.8%	89.6%	89.2%	88.9%	88.1%
89.9%								

※令和4年度募集定員総数の策定（前年度）までは、中学校3年生の12月進路希望状況調査の5か年平均値を使用。

※近年、計画進学率と実績進学率との差が大きくなっていったことから、公私比率等検討部会での協議をふまえ、令和5年度から次のとおり変更。

【令和5～7年度】1～4年前の進路希望調査と5年前の実績進学率の5か年平均値

【令和8年度以降】1～3年前の進路希望調査と4,5年前の実績進学率の5か年平均値

③ 令和5年度全日制高校進学見込み人数(①×②) 14,424人 (▲264)

④ 流出入率 98.4% (▲0.1)

卒業年月	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3
流出入率	98.5%	98.7%	98.6%	98.0%	98.4%	98.4%	98.9%	98.5%
98.4%								

※(県内全日制高校入学者数)÷(全日制高校進学者数)を過去5か年平均した値。

⑤ 令和5年度県内全日制高校入学見込み人数(③×④) 14,193人 (▲275)

## イ 県立高等学校全日制募集定員総数

県立高校と私立高校の募集定員を合計した募集定員総数は、各地域における全日制高校入学見込み人数の増減や提言に示された令和9年度までの各地域の公私比率の方向性をふまえ策定します。

募集定員総数は、全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しており、当該分は公私双方の募集定員（重なり）として扱っています。これは、県立と私立それぞれの高校が互いに切磋琢磨して、特色化・魅力化が図られるよう設けているものであり、その人数は過度な競争を避けるため、公私協の協議において2桁までとすることとしています。

令和5年度の県立高等学校の募集定員総数は、公私協における協議をふまえ、前年度の10,880人に比べ240人少ない10,640人となりました。

令和5年度県立高等学校全日制募集定員総数 10,640人 (▲240)

---

### 《参考》

- ・ 私立高等学校全日制募集定員総数 3,590人 (▲35)
- ・ 公私比率 県立：私立＝75.2%：25.1%  
(▲0.2：+0.2)
- ・ 重なり  $10,640 + 3,590 - 14,193 = 37人 (\pm 0)$   
0.3% ( $\pm 0.0$ )

### (3) 定時制課程

前年度と同数の770人を募集することとしました。

### (4) 通信制課程

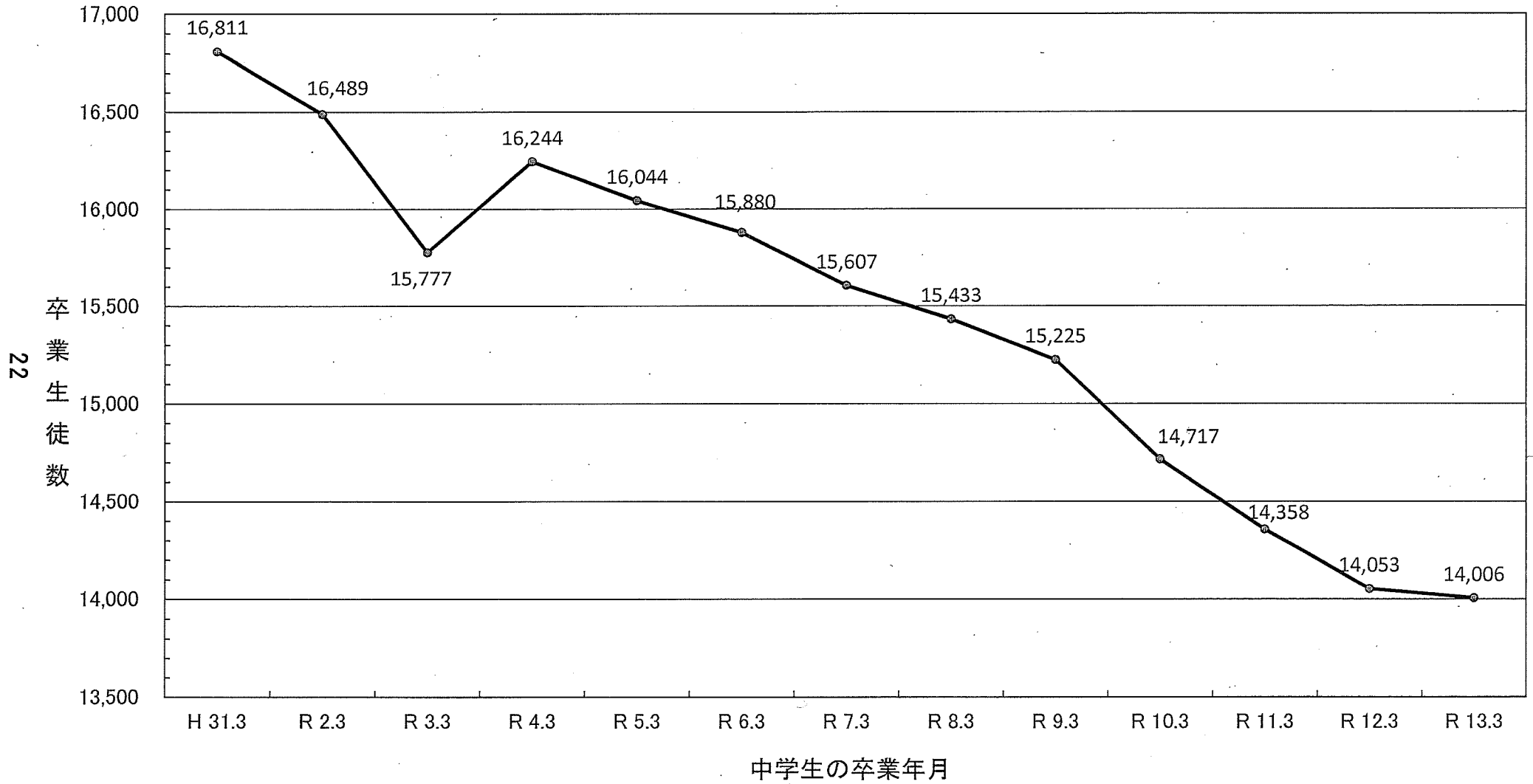
前年度と同数の500人を募集することとしました。

### (5) 各県立高等学校の募集定員

各県立高等学校の募集定員は、中学生が自らの進路について考える時期を十分にとることができるよう、毎年度夏休み前の7月上旬に公表しています。今年度も教育委員会定例会において、各県立高等学校の募集定員について審議・決定し、例年と同様の時期に公表する予定です。

# 三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

令和4年5月1日 教育政策課調べ



三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

令和4年5月1日 教育政策課調べ

		H 31.3 卒業	R 2.3 卒業	R 3.3 卒業	R 4.3 卒業	R 5.3 現中3	R 6.3 現中2	R 7.3 現中1	R 8.3 現小6	R 9.3 現小5	R 10.3 現小4	R 11.3 現小3	R 12.3 現小2	R 13.3 現小1
桑名	卒業生数	2,048	1,986	1,941	1,972	1,976	1,950	1,968	1,914	1,920	1,876	1,841	1,811	1,749
	前年度対比		-62	-45	31	4	-26	18	-54	6	-44	-35	-30	-62
	R4.3対比					4	-22	-4	-58	-52	-96	-131	-161	-223
四日市	卒業生数	3,637	3,578	3,418	3,649	3,433	3,429	3,435	3,499	3,370	3,328	3,250	3,090	3,195
	前年度対比		-59	-160	231	-216	-4	6	64	-129	-42	-78	-160	105
	R4.3対比					-216	-220	-214	-150	-279	-321	-399	-559	-454
小計	卒業生数	5,685	5,564	5,359	5,621	5,409	5,379	5,403	5,413	5,290	5,204	5,091	4,901	4,944
	前年度対比		-121	-205	262	-212	-30	24	10	-123	-86	-113	-190	43
	R4.3対比					-212	-242	-218	-208	-331	-417	-530	-720	-677
鈴鹿	卒業生数	2,458	2,416	2,259	2,409	2,224	2,428	2,261	2,230	2,206	2,084	2,099	2,093	2,046
	前年度対比		-42	-157	150	-185	204	-167	-31	-24	-122	15	-6	-47
	R4.3対比					-185	19	-148	-179	-203	-325	-310	-316	-363
津	卒業生数	2,614	2,686	2,586	2,520	2,645	2,626	2,524	2,520	2,448	2,422	2,364	2,316	2,286
	前年度対比		72	-100	-66	125	-19	-102	-4	-72	-26	-58	-48	-30
	R4.3対比					125	106	4	0	-72	-98	-156	-204	-234
伊賀	卒業生数	1,503	1,449	1,429	1,455	1,420	1,406	1,396	1,316	1,342	1,292	1,247	1,199	1,172
	前年度対比		-54	-20	26	-35	-14	-10	-80	26	-50	-45	-48	-27
	R4.3対比					-35	-49	-59	-139	-113	-163	-208	-256	-283
小計	卒業生数	6,575	6,551	6,274	6,384	6,289	6,460	6,181	6,066	5,996	5,798	5,710	5,608	5,504
	前年度対比		-24	-277	110	-95	171	-279	-115	-70	-198	-88	-102	-104
	R4.3対比					-95	76	-203	-318	-388	-586	-674	-776	-880
松阪	卒業生数	1,931	1,924	1,801	1,844	1,937	1,843	1,855	1,804	1,778	1,748	1,573	1,616	1,612
	前年度対比		-7	-123	43	93	-94	12	-51	-26	-30	-175	43	-4
	R4.3対比					93	-1	11	-40	-66	-96	-271	-228	-232
伊勢	卒業生数	2,079	1,966	1,827	1,879	1,928	1,723	1,755	1,716	1,731	1,572	1,561	1,590	1,549
	前年度対比		-113	-139	52	49	-205	32	-39	15	-159	-11	29	-41
	R4.3対比					49	-156	-124	-163	-148	-307	-318	-289	-330
尾鷲	卒業生数	237	228	242	248	220	212	182	193	199	155	163	138	149
	前年度対比		-9	14	6	-28	-8	-30	11	6	-44	8	-25	11
	R4.3対比					-28	-36	-66	-55	-49	-93	-85	-110	-99
熊野	卒業生数	304	256	274	268	261	263	231	241	231	240	260	200	248
	前年度対比		-48	18	-6	-7	2	-32	10	-10	9	20	-60	48
	R4.3対比					-7	-5	-37	-27	-37	-28	-8	-68	-20
小計	卒業生数	4,551	4,374	4,144	4,239	4,346	4,041	4,023	3,954	3,939	3,715	3,557	3,544	3,558
	前年度対比		-177	-230	95	107	-305	-18	-69	-15	-224	-158	-13	14
	R4.3対比					107	-198	-216	-285	-300	-524	-682	-695	-681
県内合計	卒業生数	16,811	16,489	15,777	16,244	16,044	15,880	15,607	15,433	15,225	14,717	14,358	14,053	14,006
	前年度対比		-322	-712	467	200	-164	-273	-174	-208	-508	-359	-305	-47
	R4.3対比					-200	-364	-637	-811	-1,019	-1,527	-1,886	-2,191	-2,238



## 6 いじめ重大事態への対応について

### 1. 三重県いじめ対策審議会からの答申をふまえた対応について

#### (1) 令和2年度に県立高校で発生した不登校重大事態の概要

被害生徒が高校へ進学した令和元年5月、同じグループの生徒が電車で席を空けてくれない、荷物を持たされるなどの行為を訴えました。学校は、被害生徒が他の生徒には知られたくないと希望したため、これに沿う形で対応しました。その後、被害生徒は別のグループで過ごすようになったものの、9月末から欠席が増え、10月に転学の強い希望を示し、12月末に転学しました。

転学後の令和2年1月、保護者から重大事態として調査してほしい旨の要望があり、学校は2月から基礎調査を行いました。5月に不登校重大事態と認定し、弁護士、臨床心理士に管理職や教員3名を加えた第三者調査委員会を設置し、令和3年1月まで調査を行いました。

調査報告書は、被害生徒および保護者の意向を確認し、別紙の概要版とともに令和4年2月に公表しています。

#### (2) 三重県いじめ対策審議会への諮問

県教育委員会は、令和4年1月に、調査の進め方や重大事態と認定すべき時期、公表のあり方、調査の実施主体について、附属機関である三重県いじめ対策審議会に諮問しました。その後、3月の第2回審議会を経て5月の第3回審議会で答申がとりまとめられ、審議会会長から教育長に答申されました。

#### (3) 答申内容と答申をふまえた対応

##### ① 調査の進め方

##### <答申内容>

被害生徒や保護者が調査を拒否する場合、調査を拒否する理由を把握し、どのような調査が可能であるか、被害生徒および保護者と十分協議する必要がある。

##### <答申をふまえた対応>

- 被害児童生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童生徒を全力で見守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童生徒や保護者と協議します。また、被害児童生徒と保護者の意向が一致しない場合があるため、保護者だけでなく、調査に対する被害児童生徒の意向を確認する機会を確保します。

## ② 重大事態と認定すべき時期

### <答申内容>

生徒がいじめを受けて欠席を続けている場合、連続欠席日数が30日を超えるまで重大事態の認定を待ったり、被害生徒や保護者からいじめ重大事態であるとの申立てがある場合、いじめの事実を確認できないことを理由に重大事態の認定を拒んではならない。

### <答申をふまえた対応>

- ・被害児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、事実関係の確定を待たずに重大事態が発生したものとして調査を開始します。
- ・不登校重大事態は、欠席日数が年間30日を目安にしていますが、児童生徒の状況に応じて、欠席日数が30日を超えるのを待たずに重大事態として認定します。
- ・生徒から退学、転学、休学等の相談があった場合は、生徒からその理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、ただちに県教育委員会に報告することとします。

## ③ 公表のあり方

### <答申内容>

被害生徒・保護者が公表を望まない場合、原則として調査結果を公表することは控えるべきである。しかしその場合であっても、事案や個人の特定につながるような事実の記載がされないよう細心の注意を払ったうえで、調査報告書の学校の対応の問題点や、再発防止に向けての提言の部分について、集積して公開したり、教員向けの研修の資料として使用する方法での限定的な公表をすることを検討するべきである。

### <答申をふまえた対応>

- ・被害児童生徒や保護者が公表を望まない場合、原則として調査結果を公表することは控えますが、重大事態の発生件数や学校の対応の問題点、再発防止に向けての提言等については、個人情報記載に留意し、被害児童生徒や保護者の同意を得たうえで、県教育委員会が集積して公開します。

## ④ 調査の実施主体

### <答申内容>

自死重大事案の場合、県教委が主体となって調査にあたり、不登校事案の場合、学校が主体となって調査を行うことを原則とするべきであるが、異なる行政機関同士の情報交換や連携が必要となる場合、学校設置者である県教委が主体となって調査を行うことを検討するべきである。

### ＜答申をふまえた対応＞

- ・不登校重大事態は、原則学校が主体となって調査を行いますが、県立学校で発生した重大事態の調査において、中学校でのいじめに関する調査が必要な場合など、異なる行政機関との情報交換や連携が必要な場合は、原則、県教育委員会が主体となって調査を行います。その際、当該校の学校長やその他の教員は、被害生徒の学校復帰に向けた支援を行うため、オブザーバーとして参加することとします。また、学校が主体となって調査する場合であっても、県教育委員会は、調査が円滑に進むよう積極的に支援を行います。

#### (4) 答申をふまえた対応の徹底

本答申をふまえた重大事態の対処について、県立学校に通知し、私学課にも共有しました。県教育委員会と県立学校において確実に実施していくため、県立学校長会や教頭会、生徒指導担当教員が集まる会議等で周知徹底するとともに、市町教育委員会にも共有します。

## 2. いじめ防止対策ワーキンググループの進捗状況について

### (1) 設置の趣旨

平成30年度に県立高校で発生した自死重大事態について、令和4年3月、三重県いじめ調査委員会による再調査の結果が知事に答申されました。調査報告書の再発防止に向けた提言をふまえ、教育委員会事務局と子ども・福祉部の9名で構成する「いじめ防止対策ワーキンググループ」を設置し、いじめの対応に係る県立学校の体制のあり方、教職員の資質向上、相談しやすい環境づくり、情報モラル教育や豊かな人間関係を築く力の育成などを協議し、具体的な対応方策を検討しています。

### (2) 検討事項

- ① 教職員が生徒の思いや変化に気づき、すぐに対応する意識と資質の向上
- ② 校内いじめ防止委員会を中核とした学校における組織対応の強化
- ③ 部活動の意義と指導・相談体制
- ④ 相談しやすい環境づくり
- ⑤ ネットリテラシー教育、情報モラル教育の充実
- ⑥ いじめ防止のための生徒の主体的な関わり
- ⑦ 問題に直面した生徒を支える取組
- ⑧ 被害生徒の保護者との信頼関係の構築

(3) これまでの取組状況（第1回：4月下旬、第2回：6月上旬開催）

- ・ 4月の第1回ワーキンググループで、現行の県教育委員会の取組の確認と課題を整理するとともに、県立学校での校内いじめ防止委員会の運用や部活動の指導体制について実態を把握するための調査項目について協議し、県立学校に調査を行いました。
- ・ 5月に、いじめ重大事態に対処した経験のある県立学校長に聞き取りを行いました。いじめの加害者と被害者の聞き取りから事実関係を認定することが難しい場合があることや、弁護士の助言や担任へのサポート、校長として相談できる立場の人の存在があると助かるなどの意見がありました。
- ・ また5月に、いじめの施策をより実効性のあるものとするため、有識者2名（臨床心理士と大学教授）から、いじめ対策について意見を伺いました。
- ・ 6月の第2回ワーキンググループでは、県立学校に実態把握のために行った調査の集計結果や重大事態に対処した経験のある県立学校長からの聞き取り結果、有識者からいただいた意見等をふまえ、検討事項の8項目について具体的な対応方策を協議しました。

(4) 今後の対応

具体的で実効性のあるいじめの対応方策を8月中にとりまとめ、9月から県教育委員会と県立学校において実施します。

## 三重県立高等学校で発生した不登校重大事態に関する「調査報告書」の概要版

三重県教育委員会

## 1 本件事案の概要

当該生徒が中学1年から2年にかけて、同じ部活動の同級生から、荷物を持たされる(平成28年5月ころから平成29年3月ころまで)、下校時に「自転車貸して」と言われ自転車に乗っていかれる(平成28年7月ころから平成29年6月ころまで)、すれ違う際に、お腹を殴られたり、頭部を叩かれる、弁当を勝手に食べられるなどの行為を受けた。高校へ進学後間もなく、同じ高校在学の生徒が電車で席を空けてくれない、荷物を持たされるなどの行為を訴え、夏休み明けに不登校・転学に至ったという事案である。

## 2 当委員会設置の経緯及び活動の経過等

## (1) 当委員会設置の経緯

高校入学後、当該生徒の父(以下、父)から連絡を受け、高校は担任を中心に当該生徒から聞き取りを行うとともに、当該生徒が他の生徒に知られたくないとの希望があったため、これに沿う形で対応した。

当該生徒は行為を受けていたグループから離れて、別の生徒と一緒に過ごすようになったものの、夏休みが明け、欠席が増え、令和元年10月には転学の希望を示し、12月31日に転学に至った。

当該生徒の転学後、令和2年1月9日に父から高校に対し、重大事態として調査して欲しい旨の申し入れがあった。

これによって、高校のいじめ防止委員会が当該生徒、周囲の生徒、教員への聞き取りを行ったところ、当該生徒がいじめであるとした行為の一つについて実際に行為を行ったであろうことを確認した。

令和2年5月13日、高校はいじめの疑いを認知したため、いじめ防止対策推進法(以下、法)28条1項2号に規定するいじめの重大事態と判断し、三重県教育委員会(以下、県教委)に報告するとともに、第三者調査委員会を組織し調査を行うこととなった(法28条1項柱書)。

## (2) 当委員会の目的及び所掌事務

本件不登校・転学に至るまでの事実関係及び背景を調査し、今後同種事態の再発の防止を図ることを目的とする。本件調査にあたっては、本件不登校・転学に至るまでの事実経過(中学校時代における事実関係を含む。)及び背景を調査し、本件不登校・転学の原因について考察するとともに、学校・教育委員会の対応を調査し、その対応が適切であったかを考察し、これらの考察から今後の再発防止に関する提言を行う。

## (3) 委員会の構成

弁護士(田上清乃)、臨床心理士(小橋正典)、校長、教頭、生徒指導主事、2年次主任、2年次担任

## (4) 当委員会の活動状況

## &lt;委員会の開催&gt;

令和2年6月18日から令和3年1月26日までの間、合計7回

## &lt;調査の方法&gt;

- ・高校の生徒6名からの聞き取りを行った。なお、中学校時代のいじめに関して、生徒1名に対し聞き取りを行いたい旨の連絡をしたが、協力が得られなかった。
- ・中学校長、同担任、子ども支援室の臨床心理士、亀山市教委(以下、市教委)(書面による)等からの聞き取り。
- ・当該生徒、父からの聞き取り。
- ・父・県教委・市教委からの各書面、録音データの提供。

## 3 本件の関係生徒について

## (1) 当該生徒について

1年(令和元年度当時)

## (2) 高校時の関係生徒について

1年(以下、C)、1年(以下、D)

※ 当該生徒は上記2名を含む7名のグループを「一軍」と表現している。

## (3) 中学校時の関係生徒について

A

※ 当該生徒と同じ中学校の同級生で、同じ部活動に所属していた。

※ 1年次は当該生徒と違うクラスであったが、2年次は同じクラスであった。

## 4 中学校について

## (1) 発覚の経緯

2年次の平成29年4月27日、父から担任に、昨年度より部活動の中でAに自転車を取られ、当該生徒が走って帰宅したりする状況があるので何とかして欲しい、との申し出があった。

担任が中学校の管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を開催し、いじめと認知した。

5月10日、下校指導中の教諭は、Aが自転車に乗り、当該生徒が歩いているところを発見したため、Aに規則を守るよう指導した。

## (2) 当該生徒の欠席状況

1年次：4日、2年次：32日（うち事故欠29日 ※6月24日～年度末まで別室登校）、3年次：22日（うち体調不良による病欠21日、事故欠1日 ※一部別室利用）

## (3) 中学校による指導等

### <平成29年度（当該生徒が中学校2年次）>

中学校は、父からの申し出を受けて、いじめ防止対策委員会を開催し、いじめと認知した。5月11日、当該生徒及びAから聞き取りを行った。また、5月19日まで、Aから何度も聞き取りを行い、概ね認定事実の内容を確認した。さらに、5月18日、部活動の部員への聞き取りを実施した。

また、当該生徒とAのクラスにおいて担任より、部活動において顧問教諭2名より、いじめは絶対に許されないこと等の指導を行うとともに、Aの保護者に対し、家庭でのAへの指導を要請した。5月17日、中学校は当該生徒の心理的ケアをする機会として、スクールカウンセラー等との相談の場を設定していくことを決め、担任等が父に対し、本事案の概要を説明するとともに、今後の学校の対応等を伝えた。同月23日、Aから当該生徒へ謝罪する機会を持った。同月28日、父とAの両親が話し合う機会を持った。

6月5日、中学校は市教委に文書で本件の概要を報告するとともに、6月23日、中学校校長等が市教委に赴き、教育長等に本事案を説明し、今後の対応を相談した。また、同日、担任と養護教諭が家庭訪問を行い、当該生徒が安心して学校に登校する方法を話し合い、同月24日以降、当該生徒は登校し、登校時にはガイダンスルームのみならず、郊外活動や飼育栽培活動などをして過ごした。

8月1日、市教委は、亀山市いじめ問題調査委員会に、本件についての具体的な事案を報告して、対処法や取組内容について示唆を受けた。

1月30日、亀山市いじめ調査委員会において、教育長は、当該生徒の父から、重大事態にならなかったのかと訴えがあった旨述べた。

冬ころ、当該生徒からAに対し、されて嫌だったことを自分の口から直接伝える機会を設けた。

### <平成30年度（当該生徒が中学校3年次）>

前年度3月ころから、当該生徒は、1日1時限のみ、週に1回だけなど、少しずつ授業に出席した。

## (4) 中学校、市教委の認識

当初からいじめであると認識し、重大事態になりうるとしていた。

## 5 高校について

### (1) いじめを訴えた状況

令和元年5月9日、当該生徒は父に訴えたため、父が同月11日、その旨を高校に伝えた。

### (2) 欠席状況

52日欠席（令和元年9月2日、同月24日、同月27日、10月9日、同月15日～12月23日）

### (3) 高校の対応

#### <令和元年度>

- ・5月14日、担任等は当該生徒からの聞き取りを行ったところ、当該生徒はC、Dへの直接指導を希望しなかったため、1年全体、クラス全体への指導という形で、今後人権学習などを実施していくことなどを話した。
- ・5月20日、いじめ防止委員会を開催し、いじめの疑いがあるととして情報共有と見守りを要請した。5月、6月、7月に担任が家庭訪問や個人面談等で当該生徒から話を聞き状況を確認した。
- ・9月2日、当該生徒が「一軍」の目が気になる。怖いから登校したくない」という理由で欠席した。同日、いじめ防止委員会を開催し、現状報告と対応を話し合った。
- ・9月20日、担任が当該生徒と面談を行い気持ちを聞いた。当該生徒は、現グループに馴染めず、心から楽しいと思える友人を見つけられるよう模索中であると話した。
- ・10月18日、当該生徒と父が来校し、他校へ行きたいとの話があり、資料提供や情報提供の依頼があった。
- ・12月16日、父から現在の通学先への転学希望申出があり、12月31日、転学。
- ・1月9日、父から重大事態としての調査の申し出を受け、同月21日、いじめ防止委員会を開催し、その旨報告した。
- ・2月3日、県教委にこれまでの経緯を報告し、今後の対応について相談した。
- ・2月10日、校長、教頭が市教委を訪問し、いじめの内容や対応についての話を聞いた。
- ・2月19日、いじめ防止委員会を開催し、高校にていじめの事実の調査を行うことを報告し、県教委へも報告した。
- ・2月27日、当該生徒への聞き取りを行うとともに、3月にC、Dへの聞き取り。

#### <令和2年度>

- ・4月15日に教員へのアンケート、5月1日から周囲の生徒10名へのアンケートを実施し、事実確認を行っ

た。

- ・5月13日、ロッカーの荷物を持たせた行為についていじめを認知するとともに、「重大事態」と認定し、県教委へ報告し、第三者を含めた調査委員会を設置した。

#### (4) 高校の認識

当該生徒の不登校・転学について、当初、高校は、いじめに関する申出はあったものの、主として進路変更のための準備期間ととらえていた。

### 6 いじめの有無

#### (1) 中学校

Aの行為は、一定の作為を要求し、相手方の所有物を無断借用・費消し、身体に対して有形力を行使し、相手の悪口を言う行為であって、いずれも当該生徒に対する心理的な影響を与える行為と言える。よって、Aの行為は当該生徒に対するいじめに該当する。

#### (2) 高校

Cは入学当初からJRを利用して高校に通学していた。入学後間もない時期は、同じグループの生徒が当該生徒に「席空いてるよ。」と声を掛けたが、当該生徒は、「いいよ。」と言って立っていた。その後、当該生徒が立っていても席を空けることがなくなり、しばらくするとCは当該生徒が立っていても途中の駅で乗ってくるDの席のみを取るようになった。

電車内においてCがDの席を取っていた行為は、グループ内での扱いに差を設け、当該生徒を無視するに類似する行為であって、心理的な影響を与えるといえる。

また、Dは当該生徒と同じクラスでロッカーが隣接していた。Dは、令和元年5月ころから7月くらいまで、次の授業の準備などの際に、当該生徒が近くにいると、「ちょっと持ってきて。」などと言って、複数回、当該生徒にDの荷物を渡して持たせた。

Dが当該生徒に複数回荷物を持たせた行為は、一定の作為を要求する行為であって、心理的影響を与えるといえる。

当該生徒は、上記C、Dの行為によって、グループ内で自身に対する扱いに差がある、見下されていると感じ、精神的苦痛を訴えている。上記C、Dの行為はいずれもいじめに該当する。

### 7 因果関係について

#### (1) Aの行為

Aの行為は約1年に亘り行われたのであって、認定のとおり多様な内容のいじめを受けたことは、心身に重大な影響を与えるものである。

高校でのいじめ体験を経て、中学校でのいじめにより生じた強い心理的影響により、新しいグループにもなじみず、人間関係への不安が増幅され、夏休み明けころからの不登校・転学に至ったといえる。

よって、Aの行為がなければ不登校・転学に至ることはなかったといえる。

#### (2) C、Dの行為

当該生徒はC、Dの行為によって、中学校と同じことが起きていると感じた。当該生徒は当初のグループを離れ新しいグループに入ったが、その後も「一軍」の目が気になり安心して過ごすことができなかった。

夏休み明けに、不安感により登校できなくなり、2年生に進学したとしても、再び自分に目が向かないとは限らない、そうすれば進学・就職に手がつかなくなると考えて、転学を決意したのである。

このように、C、D両者の行為がなければ、当該生徒が不登校・転学に至ることがなかったといえる。

### 8 学校及び教委の対応の問題点

#### (1) 中学校の問題点

- ① 【早期発見できなかった点】 Aによるいじめは、中学1年の平成28年5月ころから継続していたにも関わらず、中学2年の平成29年4月に、当該生徒の父からの申出があるまで、認知されなかった。
- ② 【相談しやすい体制の不備】 顧問に対して、部活内の出来事について、相談しやすい体制の整備が整っていなかった。
- ③ 【高校への引継ぎの不備】 中学校では、当該生徒の進学にあたり、部活動の者からいじめがあったこと、同じ部活動であった生徒と当該生徒を別のクラスにしてもらいたい旨の要望を高校に行った。しかしながら、その引継ぎは詳細に行うべきであった。

#### (2) 市教委の対応の問題点

- ① 【重大事態として対応しなかったこと】 中学校及びこれを指導する市教委は、平成29年12月には当該生徒の父から重大事態として扱うよう求められ、その後も重大事態として取り扱うよう求められたにも関わらず、重大事態として取り扱っていなかった。
- ② 【保護者からの不信を招いた点】 重大事態としなかったことによって、当該生徒の保護者の不信感を招いた。
- ③ 【事実調査が遅延したことによる不利益】 第三者による中学校自体のいじめ事実の調査が、高校進学後に行われたことにより、関係者の記憶の風化、資料の収集の点において調査が困難になったことは否定できない。

- ④ 【当委員会への非協力】市教委は、当委員会の資料提供の依頼に対し、高校での不登校に関しては、因果関係が薄いなどと独自の見解を述べて調査に非協力的な態度であった。

### (3) 高校の問題点

- ① 【いじめの認知及び初期対応の不備】当該生徒からの訴えがあった時点で、直ちにいじめの認知がされていなかった。
- ② 【組織としての対応の不備】高校のいじめ防止委員会は、主として情報共有を行うためのものとなっており、その後の対応は担任などの一部の教員に任せていた。
- ③ 【重大事態としての意識の欠如】当該生徒の転学について主として進路変更による転学にとらえ、重大事態として扱うという意識を欠いていた。転学にあたっては、いじめとの関連性を意識し慎重に判断すべきであった。
- ④ 【中学校等との早期の連携がなかったこと】中学校から同じ部活動の生徒を別のクラスにして欲しいと申し出があった時点で、中学校へ詳細を問い合わせるなど事実確認を行う必要があったが、高校だけで対応するにとどまった。

### (4) 県教委の問題点

- ① 【市教委への助言・指導等がなかったこと】父は、平成29年12月20日、当該生徒の中学校でのいじめに関して県教委を訪れ話をしている。そうであれば、県教委は市教委が重大事態としないことに関して助言・指導等を行うことが可能であったといえる。それにも関わらず、適切な助言・指導等が行われていなかった。
- ② 【調査に対する支援がなかったこと】本件は、高校設置の委員会によって、元来、中学校時の調査も含めて行う必要性が高い事案であった。そうであれば、県教委としても市教委への一定の協力依頼を行うなどして、資料収集等に協力するよう働きかけを行うなどの「支援」がされるべきであった（法28条3項）。

## 9 再発防止策に関する提言

### (1) 早期発見に努めるべきこと及び相談しやすい体制の整備

たとえ些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、日頃から生徒の見守りや、信頼関係の構築等に努めるべきである。

### (2) 法に則った判断の必要性及び適宜の支援要請

中学校及び市教委並びに高校は、重大事態とすべき場合を含めた法の理解に努め、早期に適切な対応をとるべきである。また、仮に判断に困るような場合には、中学校及び市教委は早期に県教委などに相談し支援を依頼する、高校は早期に学校の設置者である県教委・専門家に相談するなどの対応をとるべきである。

### (3) 中高の連携の必要性

いじめに関して、進学元・進学先が協力して、丁寧な引継ぎが行われるようにすべきである。

### (4) 高校のいじめ防止対策及び体制の見直し

- ① 【教職員の資質の向上及び校内体制の見直しについて】全教員がいじめ防止基本方針を再確認し、いじめ防止委員会を中心に、積極的な認知を行い、組織として対応することが必要であることを強く認識しなければならない。また、いじめの原因や本質を理解し、教員自身が、その防止と対応ができる実践力を身に付けるための研修会を計画的に実施することが必要である。
- ② 【未然防止のための取組】いじめを「しない・させない」意識を強く持つ集団作りに取り組む必要がある。未然防止のための啓発活動を人権教育推進計画に盛り込み、計画的に実行することが求められる。
- ③ 【早期発見のための取組】生徒の気持ちを聞くために記入しやすい書式や提出方法を検討したアンケートの実施、教育相談やスクールカウンセラーの活用拡大などに取り組む必要がある。また、カウンセリングやコーチングの手法を研修会やOJTを通して実践的に学ぶことが必要である。



## 7 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営について

鈴鹿青少年センター（以下、「センター」という。）および鈴鹿青少年の森（以下、「森公園」という。センターと合わせて「両施設」という。）は、官民連携手法により事業を進めていく立地ポテンシャルを有していることから、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「民間資金法」という。）に基づき、鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業（以下、「PFI 事業」という。）について下記のとおり契約を締結しました。

### 【PFI 事業契約の内容】

契約期間：令和4年3月24日から令和23年3月31日まで

契約金額：4,770,405,068円

契約相手方：鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

※PFI 事業のために設立された SPC（特別目的会社）

契約内容：センターの設計・改修およびセンターと森公園の運営・維持管理

### 1 円滑な PFI 事業実施のための仕組み

民間資金法および PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）等に基づき、SPC の設立や県によるモニタリング等に加え、融資金融機関による SPC の経営状況のモニタリング等を規定する直接協定などの仕組みにより、PFI 事業を円滑に実施します。

#### （1）直接協定締結の必要性

県における直接協定締結の必要性は、「円滑な PFI 事業実施と継続性の確保」「融資金融機関による債権保全を目的とする公共サービスの停止リスクの回避」「融資金融機関の積極的な事業介入による PFI 事業の再建」にあります。

県は、SPC の運営状況等をモニタリングしますが、客観的かつ専門的な部分での調査は容易ではないため、融資金融機関のノウハウを活用し、モニタリングすることによって PFI 事業遂行の確実性や運営・維持管理の安定性を図ります。

さらに、融資金融機関との情報交換によって SPC の動向を事前に捉えることができるため、公共サービスが停止されるといったリスクの回避が可能となります。

一方、融資金融機関における直接協定締結の必要性は、「資金回収の大前提である PFI 事業継続の確保」にあります。

融資金融機関は、PFI 事業を管理する県と直接協定を結ぶことによって、PFI 事業遂行の確実性や運営・維持管理の安定性を確保し、自らの債権回収をより確実なものにすることができます。

このように、県と融資金融機関が直接協定を締結することにより、SPC に対して多面的なモニタリングを行うことが可能となり、PFI 事業の円滑な実施と継続性を確保します。

## (2) 直接協定の主な内容と効果

### ①融資金融機関によるモニタリングの実施と情報共有

県は、融資金融機関が実施するSPCの経営状況についてモニタリングした情報の通知を受けるとともに、事業の円滑な実施およびその継続に向けて協議をすることができます。

### ②担保権設定の事前承諾

県は、融資金融機関がSPCの株式やPFI事業契約の債権に担保権を設定することについて、事前に合理的であることを確認し、承諾を行います。

### ③担保権実行の事前通知および協議・承諾

県は、融資金融機関が担保権の実行をしようとする場合は、融資金融機関から事前に通知を受け、今後の対応方針について協議を求めることができます。

なお、担保権の実行には、原則として県の承諾が必要となります。

### ④PFI事業承継に関する承諾

県は、融資金融機関が担保権を実行し、PFI事業を第三者に承継させることとなった場合、民間資金法の規定に基づき、当初契約締結の際と同様に、三重県議会の議決を得た上で承諾を行います。

### ⑤契約解除やサービス購入料減額の事前通知

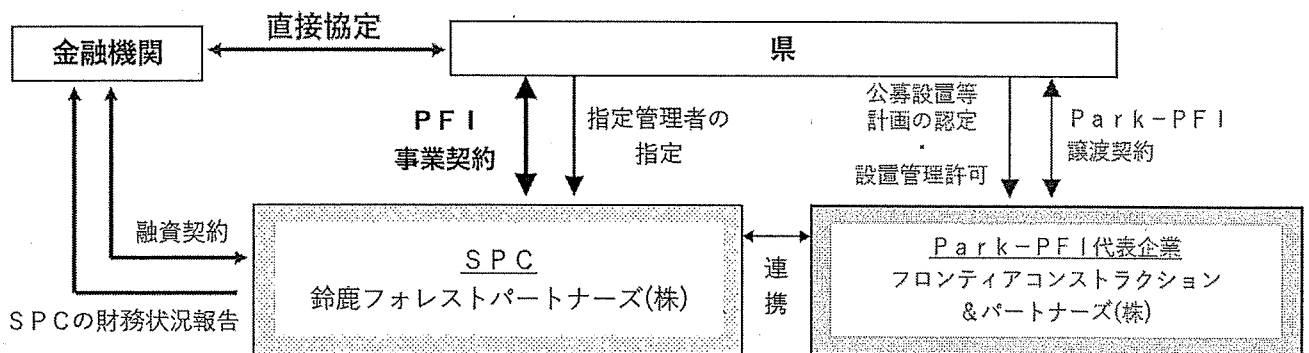
県は、SPCの提供する公共サービスが要求水準等に達していないことを理由に契約の解除やサービス購入料の減額等を行おうとする場合は、原則として融資金融機関に対して事前に通知し、問題解決に向け、協議を行います。

## 2 今後の対応

今後、先行事例や専門家の意見をふまえながら、県土整備部と連携のうえ融資金融機関との協議を進め、8月をめどに協定を締結します。

### 【参考】

#### ○ PFI事業スキーム



## 8 三重県総合教育会議の開催状況について

### 1 令和3年度第2回総合教育会議の概要

- (1) 日 時 令和4年3月24日(木) 13:00~14:30
- (2) 場 所 講堂棟 第131・132会議室
- (3) 出席者 知事、県教育委員会(教育長、教育委員4名)、  
          ゲストスピーカー(皇學館大学教育学部教授 渡邊賢二氏)
- (4) 主な意見 (○:教育長、教育委員 ●:知事 ☆:ゲストスピーカー)

#### ①いじめの防止について

- 幼少期から親が子どもと向きあい、愛情を注ぐことが、思いやりの心を育むうえで大切である。また、基礎となる社会性やコミュニケーション力、思考力などは幼少期の友達との関わりの中で育まれるため、家庭や学校は、幼児教育にしっかり取り組むことが重要である。
- スマートフォン等の使用については、中学生までは家庭でルールを作り、犯罪やいじめに巻き込まれないようにする必要があると感じており、県においても、端末を使用するにあたってのルールを決めていくことが重要ではないか。
- いじめを含む子どもたちの問題は、大人が作り上げた社会の問題であるということ認識し、まずは大人が道徳性を身につけたうえで、子供たちに道徳教育を進めていく必要がある。また、いじめ施策の効果についても、子どもたちや教員、保護者にどのような効果があったのか、最後まで追いかけて検証することが大切である。いじめを絶対に無くすという覚悟で取り組んでいかなければならない。
- 他人との違いを認めあい、良いことを褒めあうことは子どもたちの心の成長へとつながるため、多様性や寛容性を育む教育が大切である。まずは先生が高い倫理感や道徳性、人権感覚を持つことが必要である。学校現場においては、こういった視点を大切にしながら、既にあるさまざまな事例や教材を各校の実情に合わせてカスタマイズしながら導入していけるとよいだろう。  
いじめの早期発見については先生の感度を高めるとともに、いじめ発見のチェックリストを活用し、すべての学校が同一の基準で対応していけるようにすることが大切である。  
また、先輩後輩が一緒に共通の目標に向かって取り組む部活動などの活動は、社会性やレジリエンス力を育む場となる。有効活用できるとよい。
- 現在の施策の検証をするとともに、長期的な視点で今の施策を徹底させ、幼児期からダイバーシティ教育をしていくことが、将来のいじめをゼロにしていくにあたって必要である。  
ネット上のいじめの原因は、非常に短い文章で自分の気持ちを表現して、相手に伝えることが多いために生じる誤解から発生することも要因の一つと思われる。子どもたちに、文字を読んで相手の気持ちを読み取る力を育てていくことが、ネット上のいじめ防止にもつながるだろう。

- 三重県は、担任がいじめを発見する割合が全国と比較して低い状況である。いじめは、行為の大小にかかわらず、児童・生徒が心身の苦痛を感じているかどうか、相手の自尊心を奪っているかどうかという観点から、教職員がしっかり認知できるようにしていきたい。

また、教育活動において、児童・生徒が一人ひとりの違いを理解して、多様な考え方を受け止めて、議論しあうことを教育活動の中心として行っていきたい。その際には、専門家や地域人材の力も活用して子どもたちにその大切さを伝えていきたい。

- いじめの対応にあたっては、道徳教育に加え、あらかじめこれまでのいじめを客観的に捉えて類型化し、それぞれの対応策も含めて学校での指導のあり方を検討するとともに、外部の協力も得ながら、子どもたちが相談できる場所や、一時的に避難できるシェルターを学校内外に用意することが必要である。

- ☆ 幼児期から青年期にわたる長期的なスパンで、大人が子どもたちに思いやりの心を育むことや、多様性の中で学ぶことが重要である。

ネット上のいじめについては、自分が書いた文章は、相手が必ずしも同じように読み取ることができないということをしっかりと教える必要がある。

- いじめの早期発見アンケートは、今後タブレットやPC等を活用して実施してはどうか。
- 家庭においても子どもからのサインを着実に捉えられるよう、保護者向け気付きリストの作成をしてはどうか。
- いじめの防止のための予算措置により専門家や地域人材を配置して、子どもが心を開いて、先生でもなく親でもない斜めの存在の大人と対話し相談できる環境を構築してほしい。
- いじめゼロをめざすことは、大人になってからのハラスメントゼロにつながるという観点で、県民全体が当事者意識をもって取り組むことが大切である。

## 9 審議会等の審議状況について（令和4年2月17日～令和4年6月2日）

### 1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第5回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和4年3月4日
3 委員	会 長 小林 慶太郎 副会長 荻原 彰 委 員 石川 正浩 他9名（うち出席者9名）
4 諮問事項	・次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」最終案について
5 調査審議結果	<p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一台端末環境の整備は、保護者負担によってなされている現状があるため、費用の補助などについて検討していただきたい。</li> <li>・大学進学希望の生徒の進路実現に向けた、新たな授業や講座を開設する場合には、教職員の人的な保障や配置をしながら進めることをお願いしたい。</li> <li>・計画を策定して終わりではなく、実際に地域の子どもたちのために高校のあり方を考え、行動していくことが重要である。今後さらに各地域でしっかり協議が行われていくことを期待したい。</li> <li>・校舎の老朽化対策などの費用負担の課題は、今後も検討をすすめていただきたい。</li> <li>・子どもたちの進路選択にあたっては、県立高校にするか私立高校にするかということも重要な点である。保護者や子どもたちには、県立高校の魅力をしっかりと訴えていって欲しい。</li> </ul>
6 備考	

## 2 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	令和3年度 第2回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	令和4年3月17日
3 委員	会 長 尾高 健太郎 副会長 齋藤 洋一 委 員 志村 浩二 世古口 文子 瀬戸 美奈子 (うち出席者5名)
4 諮問事項	いじめ重大事態の対処について
5 調査審議結果	<p>○ 令和2年度に県立高等学校で発生したいじめ重大事態を受けて、令和4年1月29日、県教育委員会が審議会に諮問していた4つの事項（調査の進め方、重大事態と認定すべき時期、公表のあり方、調査の主体）について、審議会会長から素案が示され、各委員の専門的な観点から意見をいただき、協議しました。</p> <p>※ 本会議では、非開示情報が含まれる事項について協議するため、冒頭（審議会会長挨拶）のみの公開とし、以降の協議については非公開としました。</p>
6 備考	次回開催予定：令和4年5月28日（開催済み）

### 3 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	第3回三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和4年3月22日
3 委員	座長 田口 鉄久 委員 花岡 みどり 他5名 (うち出席者7名)
4 諮問事項	社会教育の推進と地域の教育力向上に向けた県事業の実施計画および実施状況について
5 調査審議結果	<p>令和3年度県事業の実施状況を説明し、4つのテーマについて、取組の方向性等のご意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <p>①さまざまな主体との連携・協働について さまざまな主体との新たなつながりを創出する取組を行うことを期待する。</p> <p>②地域の課題や多様な学習ニーズへの対応について 優良事例等の情報を取りまとめ、社会教育関係者が知識や情報を入手しやすい環境を整備することを期待する。</p> <p>③社会教育関係者の資質の向上について 県主催のコーディネーター養成講座の受講者が地域の中心的な人材となるために、講座での学びを活かし、行動に移していけるよう、支援することを期待する。</p> <p>④コロナ禍における取組の工夫について コロナ禍でも地域の実情に合わせた取組を促進できるよう、公民館等の社会教育施設において高齢者等に向けたデジタル活用の学習機会が提供できるよう、支援することを期待する。</p>
6 備考	次回開催予定：令和4年7月頃

#### 4 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	令和4年5月27日
3 委員	<p>会長 伊藤 信成          副会長 花岡 みどり          委員 松尾 紳司 他17名          (うち出席者18名)</p>
4 諮問事項	令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員(小学校調査員)の調査実施項目の方向性について
5 調査審議結果	<p>令和5年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員(小学校調査員)の調査実施項目の方向性について、市町教育委員会等に対して指導、助言または援助するための資料として、以下の項目について審議を行い、決定されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領に定める教科の目標を達成するための工夫</li> <li>・使用上の便宜</li> <li>・その他</li> </ul>
6 備考	



5 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	令和4年度 第1回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	令和4年5月28日
3 委員	会 長 尾高 健太郎 副会長 齋藤 洋一 委 員 志村 浩二 世古口 文子 瀬戸 美奈子 (うち出席者5名)
4 諮問事項	いじめ重大事態の対処について
5 調査審議結果	<p>○ 令和2年度に県立高等学校で発生したいじめ重大事態を受けて、令和4年1月29日、県教育委員会が審議会に諮問していた4つの事項（調査の進め方、重大事態と認定すべき時期、公表のあり方、調査の主体）について、前回の審議会で各委員からいただいた意見をふまえ、審議会会長が本会議で答申（案）を示しました。答申（案）については、各委員で協議を行い、最終の答申がまとめられました。</p> <p>※ 本会議では、非開示情報が含まれる事項について協議するため、冒頭（審議会会長挨拶）のみの公開とし、以降の協議については非公開としました。</p>
6 備考	